(郵便番号 (フリガナ) 職 氏 甲欄 整 理 7.欄 名 番号 所 名 | (生年月日 明·大·昭·平·令 年 月 日) 前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 支 給 社会保険 社会保険料等 年末調整 差 引 料等解 総支給金額 控除後の給与 |族等の| 算 出 税 額 による過
 同上の税額につき還付又は徴収
 月別
 選付又は徴収した税額差引残高月別
 選付又は徴収した税額差引残高
 月別
 選付又は徴収した税額差引残高
等の金額 徴収税額 分|分|月日 数 不足税額 月 区 円 源泉控除対象特定扶 従たる給与か 「該当するものを○で ら控除する源||配 令 告 対象配偶者 扶養 親族 養 親 族 同居老親等 その他 囲んでください。 泉控除対象配 | 個 一般の障害者 偶者と控除対 者 当初 当初 当初 当初 当初 和 有 本人・配・扶(人) 象扶養親族の 有・無 合 計 数 有 ・特別障害者 2 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 本人・配・扶(人) 当初 3 給 有 · 同居特別障害者 0 有・無 人 配・扶 申 年 月 日 寡婦 月日 月日 月 日 月日 月日 月日 無 ・ひとり親 人 有・無 ・勤労学生 X 分 金 額 税 額 円 (3) 円 (1) 料 手 当 給退 与 築 (4) (6) 与職 所所 (7) 計 得得 給与所得控除後の給与等の金額 (9)に 所得金額調整控除の適用 (1円未満切上げ、最高150,000円) 有・無 ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0) (※ 適用有の場合は⑩に記載) 対 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (11) す |社会保||給与等からの控除分(②+⑤) 配偶者の合計所得金額 (12)険料等 申告による社会保険料の控除分 円) (13)る 旧長期損害保険料支払額 控除額申告による小規模企業共済等掛金の控除分 (14) 円) 生命保険料の控除額 ②のうち小規模企業共済 地震保険料の控除額 (16) 等掛金の金額 配偶者(特別)控除額 17) 徴 円) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額 (18)(3)のうち国民年金保険料 収 控 等の金額 額 所得控除額の合計額 円) 111 (12 + (13 + (14 + (15) + (16) + (17) + (18) + (19))(1.000円未満切捨て (21) 差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額 12 23) (特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 24) 年調所得税額 (22-23、マイナスの場合は 0) (1) (2) (3) 計 (100円未満切捨て) 25) 年 調 年 税 額 (24 × 102.1%) 慗 (税率 %) 26) 差 引 超 過 額 又 は 不 足 額(25-8) 賞 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 (税率 %) 超過額 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 (税率 %) 差 引 還 付 す る 金 額 (26-27-28) (29) の精算 同上の 本 年 中 に 還 付 す る 金 額 (税率 %) (31) 翌年において還付する金額 不足額 本年最後の給与から徴収する金額 (4) (5) (6) 計 の精算 翌年に繰り越して徴収する金額③

給	月 区 タ	支系	治 王	本 給	家族手当		手当	手当	手当	手当	á 総	支給金額	給与等から哲 除された小規 模企業共済等 掛金の金額	前か			· 通 合(給 し の 利		い計		
料・				円	円		円	Р	円		円	円	Р	9 [X	2	分		第]	L III	É	第 2	2 回	第	₹ 3	口	
手														支	給	月		1	•	•	4	•	F	1	•	円	
当														社会保の賞			-	1		-	7		Г	1			
等の														① × ② に 対 定 め	$\frac{1}{6}$ $\sqrt{}$			2									
支														算	。 る 出 ③×6	税	. 1	額									
給金														支糸の糸	合す	る賞の1	==== ⑤ 与 <i>0</i> ⑥ 倍	の金をお	額が	、前な場	月中	っに	支給	した	·通	常質	
額														- V 1	区	分		C /C	第]		_	第 2		_	5 3		
の														支	給			1	714 3	,		•		21	•		
内 訳														社会保の賞		等控の金		1)			7		F	1		円	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1														① ×	$\frac{1}{6}$ $\sqrt{3}$	て は	$\frac{1}{12}$ (2									
		F	申告書の受	————————————————————————————————————	徴収犯	6子許7	可且日					と又は繰越雑		②+前月控除後6				3									
災害減による			中百百00支間加口		BX1X7E	3 J FI '	1771		X4X)E 1 791EI		ある場	合の徴収猶る	予限度額	③ に対に 定				4									
猶予関			月	日		月	E	自至	月 月	日日			,	給与等の金 算	出	税	. 4	額									
\succ	就	職		退職		退!	勒続年数	及びその	白 左	3 17	1		P.		5×6 定役員		12) 自	年	月日	(A)	平月	戊29~~	令和2年中	の退職手	当の有	無等	
退		月日	• •	年月日		職	勤続年数	に応ずる		月日(年)				助続年		至	年	月日] (4	手)						
職	一 役員			役員退任 年 月 日			上の勤続な	年数に通算の退職手当	自 年)	1 日 /	1.	П		退刑	设勤続	期間	自至	年年	月日月日]]							
所		、確定 月 日		支 給 年月日		額 '	についての 及びその 基 なずる 控 隊	年数に通算当数に通手数に 動続年数に 動統全額	至年	月 日(年)			1 1965	重複勤続年数		为 自 4 至 4		月日月日	日 日 日 (年	年)						
得	退区	融	普通・障害	特定役員退職手当	有・無	か計算			退職所得控除額 (イ-ロ)	Į į)	`	H	の計			 :員退職 (A) – (i	践所得	控除	·····································						円	
n			- A H A	等の有無区分		(1	円、	그 1944 그는 시작 소년 195 기급 1991 1	2	P.	課税退職所得			円					いとき	<u> </u>					円	
税	ı	进吊	の場合	一般 特定役員	支給金額	祖 —		7.	退職所得控除額			((①-②)× 又は(①-					よる税額	(1)	ţ,①×	20.42%							
額		追力	巾支 給	区分 一般	追加支給		1)	円	前に支給した退職手当	2	P.	合計支給(①+②)					所得金額 (i) × 1/2)	6		F	税	額 (⑦	(収する) - ③)			円	
計	計 2		る場合	特定役員	金額			Ī	引上の徴収税額	3	P.	同上の退職 控 除 ***			円 6		対する税額			F	甲申台	うがな	回とも いとき 20.42%				
算		上左上) = (IIa) >	区分			1)		工年中に他から		P.	合計支給	額 ④				所得金額	(i)		F			:収する			円	
	3	受けた	に他から:退職手当	一般	支給金額	額			をけた退職手当	3		(①+②) 同上の退職)			ш	又は(④	1 - (5)	· (7)		г	税	額 (⑦)-③) いとき				
受給に関 する申告		があ	る場合	特定役員				Ī	月上の徴収税額	3		一 門上の退職			(6)		に対する税額			-			20.42%				
書の提出			三役員退職				1	円	一般退職手 当等の金額	2	円	退職所得控	除額		円一般	と退職所 (④-	所得控除 - ⑤)	(額)		F			る税額			円	
有・無	4		一般退職手 すを支給す		支給金額				定役員退職手当 の金額(①-②)	3	P	特定役員退 所得控除				課税退職所得金 ((②-⑥)×½+(③-⑤				F			いとき 20.42%			1	